

# いじめゼロ条例施行1周年〜これまでの取り組み〜

条例施行後からこれまでの取り組みや、八潮市いじめ防止(いじめゼロ)強化月間の取り組みについて紹介します。

## いじめゼロ条例の制定経緯

市では、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、いじめの防止に取り組んできました。

いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識に立ち「いじめを起さない子どもを育てること」が大切です。

そこで、市では、八潮市民がみんなでないじめの防止等に取り組み「いじめゼロ」を目指す条例を平成27年9月18日に制定しました。

## いじめゼロ条例の特徴

### 子ども第一に

「前文」には「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である」と規定しています。また、「いじめをなくすために、いじめを行わない子どもを育てること、そして子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現する」という子どもへの思いを示しています。

### インターネットを通じて行われるいじめへの対策

八潮市の子どもは、携帯電話やスマートフォン保有率が高く、ルールを決めていない家庭が多いという現状があります。それを踏まえて、「ネットいじめ対策」について規定しています。

## 小中一貫教育におけるいじめへの対策

八潮市の特徴である「小中一貫教育」の取り組みやその特徴を生かし、いじめ防止対策に努めることを規定しています。

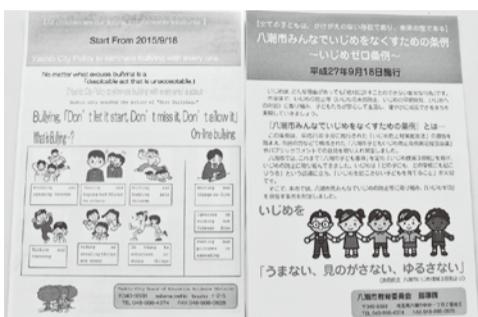
## これまでの取り組み

平成27年10月に八潮市立中学校生徒会による「いじめ撲滅宣言※」を市長へ提言 ※1面に掲載



市長への提言

いじめゼロ条例周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を市内公共施設へ設置・配布



いじめゼロ条例周知用リーフレット

小・中学校で、「いじめの

未然防止・早期発見のためのアンケート」「児童生徒中心のいじめ撲滅集会」を実施

・中学校ブロックで、「あいさつ運動」「インターネットに関する講演会」を実施

・いじめゼロ条例周知用「リーフレット」を市内小・中学校全児童生徒へ配布

・「八潮の夏だ！夜市だ！盆踊り大会だ！2016」で、いじめゼロ条例のPR・展示、周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を配布

・八潮市いじめ対策委員会(毎年2回)を開催※平成28年度第1回目は、中学校でいじめ撲滅への取り組みを紹介

・八潮市立中学校生徒会で、「いじめ撲滅運動」を実施

・ネットいじめなどに関する出前講座を実施

・強化月間の取り組み

八潮市いじめ防止(いじめゼロ)強化月間の取り組み

条例の制定に伴い、9月を

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

市内中学校でのいじめ撲滅運動

## 間指導課 ☎3559

「八潮市いじめ防止強化月間(八潮市いじめゼロ強化月間)」とし、次のような取り組みを行っています。

・市内小・中学校15校に「いじめゼロ強化月間のぼり旗」を設置



市内小学校に設置されたのぼり旗

## 間指導課 ☎3559

「いじめゼロ条例周知用「リアファイル」を市内小・中学校全児童生徒へ配布

・8月23日から9月2日まで市役所ロビーに特設ブースを設け、いじめゼロ条例周知用「リーフレット」「ポケットティッシュ」を設置・配布



市役所ロビーの特設ブース

## 相談機関

八潮市	各市立小・中学校	
	八潮市教育委員会指導課	☎996-4374(直通)
	八潮市教育相談所	☎995-0077
埼玉県	よい子の電話教育相談 埼玉県総合教育センター	電子メール相談 soudan@spec.ed.jp ファクス相談 ☎0120-81-3192 (保護者相談) ☎048-556-0874
	埼玉県警少年サポートセンター	☎048-865-4152(代表)
	埼玉県警ヤングテレフォンコーナー	☎048-861-1152
	子どもスマイルネット	☎048-822-7007
	埼玉いのちの電話	(18歳以下) ☎048-640-6400 相談電話 ☎048-645-4343
	さいたまチャイルドライン	(18歳以下) ☎0120-99-7777
	埼玉県こころの電話	☎048-723-1447
	法務省子ども人権110番	☎0120-007-110
	草加警察署	☎048-943-0110(代表)

# ペットは愛情と責任をもって飼いましょう

9月20日から26日は「動物愛護週間」です

動物の愛護と適正な飼い方についての理解と関心を深めるため「動物愛護週間」が設けられています。

近隣とのトラブルを避けるため、ペットを飼う前にその習性を良く調べ、次のことに注意して最期まで責任をもって面倒をみるようにしましょう。

## 環境リサイクル課 ☎2334

主を探しましょう。

【フン害防止について】  
犬の散歩における飼主のマナーについて、苦情が寄せられています。散歩時の犬のフンやおしっこを処理すること、大切なマナーです。フンは持ち帰り、おしっこは水で流すなど、処理する習慣をつけましょう。

【狂犬病予防注射について】  
飼い犬は、狂犬病予防法に基づき登録を行い、年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう。

【犬はつないで飼いましょう】  
犬の放し飼いは、かみつき事故やフンなどの後始末の問題で地域住民とトラブルの原因となるだけでなく、犬自身が交通事故に遭う危険性や迷子になる可能性も含まれています。「うちの犬は大丈夫」という過信は絶対にやめ、犬はつないで飼いましょう。また、散歩時もリード(引き綱)でつないで散歩しましょう。

【ペットを捨てないで】  
誰かが拾ってくれるという安易な考えはやめ、家族の一員として責任をもって飼うようにしましょう。

【野良猫にエサを与えないで】  
猫は1年に2〜3回妊娠し、1回に4〜8匹出産します。野良猫にエサを与えると、多くの猫が周囲に集まり、繁殖し、結果的に交通事故や病気の危険にさらされる不幸な猫を増やすこととなります。エサを与えるならば、飼い猫として責任をもって飼うようにしましょう。



【ペットを捨てないで】  
誰かが拾ってくれるという安易な考えはやめ、家族の一員として責任をもって飼うようにしましょう。